

平成 26 年 11 月 12 日

各 位

会 社 名	株式会社ニュートン・フィナンシ ャル・コンサルティング
代表者の役職氏名	代表取締役社長 山岸 英 樹 (コード番号：7169 東証 JASDAQ)
問 い 合 わ せ 先	常 務 取 締 役 管 理 本 部 長 小 林 寿 之
T E L	0 3 - 6 2 3 3 - 0 3 0 0

株式会社ウェブクルー株式（証券コード：8767）に対する 公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティング（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、平成26年11月12日開催の当社の取締役会において、以下の通り、株式会社ウェブクルー（本社：東京都渋谷区、代表取締役：渡邊久憲、東証マザーズ 8767、以下「対象者」といいます。）の普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

1. 買付け等の目的等

(1) 本公開買付けの概要

当社は、アウトバウンド型のテレマーケティングによる保険募集を主たる目的として平成 11 年 12 月に設立された会社であり、本日現在、対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）は所有していません。ただし、当社の親会社である株式会社光通信（以下「光通信」といいます。）が、本日現在、対象者株式を 4,737,300 株（所有割合（注）にして 22.10%（小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、比率の計算において同様とします。））所有しており、対象者は当社の親会社である光通信の持分法適用関連会社です。

(注) 所有割合は、対象者が平成 26 年 11 月 12 日に公表した平成 26 年 9 月期決算短信〔日本基準〕（連結）（以下「対象者平成 26 年 9 月期決算短信」という。）に記載された平成 26 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数（22,245,800 株）から対象者平成 26 年 9 月期決算短信に記載された平成 26 年 9 月 30 日現在の対象者の所有する自己株式数（807,412 株）を控除した数（21,438,388 株）に占める割合をいいます。以下同じとします。

当社は、下記「(2) 本公開買付けの目的及び背景並びに本公開買付け成立後の経営方針」に記載のとおり、平成 26 年 11 月 12 日開催の当社臨時取締役会にて、当社と対象者及びその連結子会社（以下「対象者グループ」といいます。）との資本提携・業務提携関係を構築し、緊密な連携をとって事業展開することでシナジーを実現できるように、対象者を子会社化することを目的として、対象者株式、本新株予約権（下記「2. 買付等の概要（3）買付け等の価格」において定義します。以下同じとします。）及び本新株予約権付社債（下記「2. 買付等の概要（3）買付け等の価格」において定義します。以下同じとします。）を対象とした本公開買付けを実施することを決定いたしました。

本公開買付けは、対象者を子会社化することを目的としており、本公開買付けにおける買付予定数の下限を 11,625,900 株（所有割合にして 54.23%）と設定しているため、応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付けを行いません。一方で、当社は、応募を希望する全ての株主の皆様には株式売却の機会を確保するため、買付予定数の上限は設定しておらず、応募株券等の総数が買付予定数の下限（11,625,900 株）以上の場合は応募株券等の全部の買付け等を行いますが、当社は、本公開買付けによって対象者株式の上場廃止は企図していません（上場廃止となる可能性の有無については、下記「(3) 上場廃止となる見込みの有無について」をご参照ください。).

また、当社は、本公開買付けの実施にあたり、対象者の筆頭株主であり、対象者の代表取締役社長でもある渡邊久憲氏（以下「渡邊氏」といいます。）、当社の親会社で対象者の第 2 位株主である光通信、対象者の第 3 位株主であり、対象者の取締役副社長でもある青山浩氏（以下「青山氏」といいます。）との間で、平成 26 年 11 月 12 日付で渡邊氏が所有する対象者株式 4,781,000 株（所有割合にして 22.30 %）、光通信が所有する対象者株式 4,737,300 株（所有割合にして 22.10%）、青

山氏が所有する対象者株式 2,107,600 株（所有割合にして 9.83%）の合計 11,625,900 株（所有割合にして 54.23%。以下「本応募予定株式」と総称します。）を応募する旨の公開買付けへの応募に関する契約書（以下「本応募契約」といいます。）をそれぞれ締結しております。なお、渡邊氏については第 6 回新株予約権（下記「2. 買付等の概要（3）買付け等の価格」において定義します。）を 3,170 個保有しておりますが、当該新株予約権はストックオプションとして発行されたものであり、当該新株予約権の権利行使に係る条件として、当該新株予約権の行使時において、対象者又は対象者子会社の役員又は従業員等であることを要するとされているところ、渡邊氏は平成 26 年 12 月 19 日開催予定の対象者の第 15 回定時株主総会の終結時をもって対象者の取締役を退任することが予定されており、渡邊氏は当該新株予約権を行使しないことを表明しているため、当該新株予約権については上記応募契約の対象とはしておりません。他方、当社は、当社の形式的特別関係者である SBI ホールディングス株式会社（以下「SBI」といいます。）との間で、平成 26 年 11 月 12 日付で、SBI が所有する本新株予約権付社債の全てに関して、本公開買付けに応募しない旨の契約書（以下「本応募契約」といいます。）を締結しております（詳細は、下記「（5）公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。）。なお、買付予定数の下限（11,625,900 株）は、本応募予定株式の株式数となります。

また、対象者公表の平成 26 年 11 月 12 日付「株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティングによる当社株券に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者の取締役会は、下記「（2）ア. 本公開買付けの目的及び背景」に記載している対象者の企業価値・株主価値の向上に関する検討を経て、公開買付者を戦略的事業パートナーとしながら、公開買付者の連結子会社として事業展開していくことにより、迅速な意思決定のもと、両者がより強固な事業連携を行うことが可能となり、今後の対象者のさらなる成長・発展と企業価値の一層の向上に資すると判断しているとのことです。また、公開買付者の意向、下記「（6）公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の税理士法人ファザーズより取得した対象者の株式価値算定書、顧問弁護士からの、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定の過程・方法、その他法的留意点に関する必要な法的助言を踏まえた上で、本公開買付価格である 1 株当たり 705 円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成 26 年 11 月 11 日の対象者株式の株式会社東京証券取引所マザーズ市場（以下「東証マザーズ」といいます。）における終値 629 円に対して 12.08%、平成 26 年 11 月 11 日までの直近 1 ヶ月の終値単純平均値 626 円に対して 12.62%、平成 26 年 11 月 11 日までの直近 3 ヶ月の終値単純平均値 603 円に対して 16.92%、平成 26 年 11 月 11 日までの直近 6 ヶ月の終値単純平均値 625 円に対して 12.80%のプレミアムを加えた金額であることも考慮し、公開買付者の有する社会的信用力と取引基盤を活用することが、対象者にとっての最善の選択であり、本公開買付けについて、対象者の企業価値の向上に寄与するものであるとともに、本公開買付価格及び本公開買付けのその他の諸条件は対象者の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、少数株主を含む対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、平成 26 年 11 月 12 日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明する旨の決議をしたとのことです。

また、対象者の株主の皆様が本公開買付けに対しその所有する対象者株式を応募することを希望しない場合にはこれに応募しないことができるものであること、公開買付者によれば、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図したものではないとのことです。現時点においては、本公開買付け成立後も引き続き対象者株式を東証マザーズにおいて売却する機会が維持されることが予定されておりますが、買付けを行う株式等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者株式は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における有価証券上場規程第 603 条に規定される東証マザーズの上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があるとのことです。対象者株式が上場廃止となった場合には、対象者株式は東京証券取引所において取引することができなくなります。なお、公開買付者としては、本公開買付けの結果、対象者株式が東証マザーズの上場廃止基準に関して猶予期間入りした場合には、全部取得条項付株式を用いた方法又はその他の方法により対象者を公開買付者の完全子会社とすることを予定しており、この際に、公開買付者以外の対象者の株主が受け取る対価は、本公開買付価格と同一の価格を基準とし、当該完全子会社化実施時点の対象者株式の時価も勘案した上、公正妥当と考える価格とする予定とのことを踏まえ、対象者取締役会は、買付価格は妥当と考えられるものの、本公開買付けに応募するか否かについては中立の立場をとり、株主の皆様のご判断に委ねることも併せて決議しているとのことです。

また、対象者プレスリリースによれば、本新株予約権については、本新株予約権がストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権の権利行使に係る条件として、本新株予約権の行使時において、対象者又は対象者子会社の役員又は従業員等であることを要するとされているため、公開買付けが本公開買付けにより本新株予約権を取得したとしてもこれらを行使できないことに鑑み、対象者は第三者算定機関に対して本新株予約権の価値算定を依頼しておらず、本新株予約権にかかる買付価格の妥当性についての検証を行っていないことから、本新株予約権の所有者の皆様に対しては、その保有する本新株予約権を本公開買付けに応募するか否かについて、各自のご判断に委ねる旨の決議をしたとのことです。本新株予約権付社債については、対象者は第三者算定機関に対して本新株予約権付社債の価値算定を依頼しておらず、本新株予約権付社債にかかる買付価格の妥当性についての検証を行っていないことから、本新株予約権付社債の所有者の皆様に対しては、その保有する本新株予約権付社債を本公開買付けに応募するか否かについて、各自のご判断に委ねる旨の決議をしたとのことです。

(2) 本公開買付けの目的及び背景並びに本公開買付け成立後の経営方針

ア. 本公開買付けの目的及び背景

当社は、平成 11 年の設立以降、北海道、東北、北陸、関西、九州及び関東を中心に複数の拠点を構築し、当社から電話を発信するアウトバウンド型のコールセンターによる生命保険及び損害保険の通信販売網を拡大してまいりました。当社は、昨今の保険会社、金融庁等による保険代理店へのコンプライアンスや個人情報保護の要求レベルの高まりに対応することを重要な経営課題として捉え、高度な管理態勢の構築を行ってまいりました。また、当社は、平成 26 年に東京証券取引所 JASDAQ 市場（スタンダード）へ上場し、「お客様から絶大に支持される会社」を目指し適正な組織・態勢の維持に努めてまいりました。

一方、対象者は、平成 11 年に自動車保険一括見積りサイト「保険スクエア bang!」の運営を目的として設立されました。平成 12 年には保険代理店業務の運営を手がける、有限会社インシュアランススクエア・バン（現 株式会社損害保険見直し本舗）を設立、平成 13 年には生命保険代理店業務の運営を手がける、有限会社カスタマーズインシュアランスサービス（現 株式会社保険見直し本舗）を設立し、現在の事業基盤を築きました。平成 16 年には東証マザーズに株式上場を果たしており、「最適な選択肢を究極のタイミングで提供し、新しい発見と感動を創造し続ける会社」として、保険、生活、自動車、お金、教育、シニアと多様な分野での E マーケットプレイス運営、及びそれに連動するリアル事業を展開し、消費者の生活に密着した有益な情報とサービスを提供しております。

平成 26 年 9 月下旬頃から、対象者の株主として、光通信が、光通信グループと対象会社グループとの事業提携を含めた企業価値向上の可能性について検討しました。同時期に、保険代理業を行っている当社と主要な事業が保険代理業である対象者との間で事業提携の可能性について検討するため、光通信より当社に対して対象者の代表取締役である渡邊氏を紹介されました。かかる紹介を受けて、当社と対象者との間で事業提携の検討をしたところ、より緊密な関係を構築することが両社の企業価値の向上が望ましいと考え、10 月頃から資本業務提携の協議を行いました。

当社はこれまで、当社が強みを持っているテレマーケティングのチャンネル（アウトバウンド型のコールセンター）の拡大に経営資源を集中させる方針でありましたが、直接的にテレマーケティングに経営資源を投下するのみならず、テレマーケティングと親和性のあるチャンネルと緊密な連携をとることによって、当社のテレマーケティングの優位性をより高めることができると考えております。また、利用可能なチャンネルを増やすことは、長期的に市場環境の変化に適応するうえでも有効であると考えております。

当社としては、国内人口の減少により厳しさが増す保険事業において、両社の資本関係強化によりもたらされるシナジーの実現とその最大化のためには、可及的速やかに連結子会社化して資本関係強化を実施することが何よりも肝要と考えていることから、渡邊氏及び青山氏との間でその保有する対象者株式を取得することをそれぞれ合意し、加えて、対象者を当社の連結子会社とするために、当社より打診して光通信との間でもその保有する対象者株式を取得することを合意した上、平成 26 年 11 月 12 日開催の臨時取締役会において、本公開買付けの実施を決定するに至った次第です。

これにより、当社と対象者との間で事業・業務・経営面においても協力・連携体制の強化が図られ、相互の強みの相互活用・相乗効果によるシナジー効果を発揮することで当社及び対象者の

企業価値向上ができると考えております。なお、対象者プレスリリースによれば、対象者グループ及び公開買付者の属する保険代理店業界は、国内人口の減少により厳しい市場環境に置かれており、そのなかで競合他社との差別化を図り安定的に成長していくためには、多様化・高度化する顧客ニーズに対応しうる柔軟性及び機動力の獲得や、高度なコンプライアンス体制の構築が求められているとのことです。そのような環境のもと、対象者グループでは対面型保険代理店事業において店舗網の拡大とコンサルティング力の強化に注力する一方で、インターネット技術を駆使した集客ノウハウを活用し、生活サービス事業、車関連事業等にも事業領域を拡大してきたとのことです。また多様な情報を有する顧客データベースの構築と、それに連動するリアル事業の展開を経営戦略の支柱とすることにより、Eマーケットプレイス業界及び保険代理店業界において顧客及び株主等ステークホルダーから一定の評価を得ることができたとのことです。しかしながら、上記の柔軟性及び機動力を維持していくためには、事業領域や提供サービスの多様化に加え、保有する顧客データベースを高度に活用し、潜在的な収益機会を実現しうるマーケティングチャネルの構築も不可欠と認識しているとのことです。対象者の対処すべき課題である①ウェブサイトとのシナジーを發揮し、高い集客が見込めるウェブサイトの構築及びリアルサービスの提供、②ウェブマーケティングによって得られた顧客との継続的な関係の構築、③リアル事業の強化とインターネット以外のプロモーションの連携、④対処すべきこれらの課題を実行していく上での人的基盤の拡充につきまして、出来るだけ短期間で課題を解決すると同時に、更なるシェア拡大のためには提供サービスの差別化が重要であると判断したとのことです。そこで、対象者は相互の既存事業にシナジー効果があり、さらに他社との差別化可能な提供サービスの開発を短期間で実現するための経営資源を有し、提供範囲を広げることができる顧客基盤をもつ企業と提携することが、対象者単独でのシェア拡大よりも、さらに大きなシェアを短期間で獲得することが可能と判断したとのことです。

また、このように、対象者グループを取り巻く環境や経営課題を総合的に勘案すると、対象者と公開買付者が関係強化を図る上で、対象者が当社の連結子会社になり、保険代理店業界における更なるシェア拡大と保有する顧客データベースの最大活用をともに目指していくことが、対象者の企業価値・株主価値の持続的な向上のために最善の選択であり、あらゆるステークホルダーの皆様のご期待にも沿うものであるとの認識に至ったとのことです。

イ. 本公開買付け成立後の経営方針

本公開買付けの成立により当社と対象者との資本関係の構築が実現した場合には、対象者との強固な資本関係の元に迅速な意思決定による事業推進を行い、また、双方の経営基盤、事業ノウハウを融合し、事業シナジーを最大化させることが、両社の企業価値向上にとって非常に有益であると考えております。具体的には、当社は対象者グループとの取引関係を強化し、保険代理店事業において、当社の通信販売チャネルと対象者グループのリアル店舗、WEB販売チャネルの特性を相互に補完し、取扱保険商品・流通チャネルの多様性、規模において、高い優位性を發揮し、競争力の強化を積極的に推進してまいります。

(i) 保険代理店事業の新規契約規模拡大による競争力の強化

当社と対象者グループとの資本業務提携により、生命保険及び損害保険の取り扱い新規契約規模が大幅に拡大することによって、保険会社の代理店手数料規定に謳われている代理店評価の維持向上につながる事が予測され、結果的に、保険代理店手数料等の取引条件の向上が期待でき、競争力の強化が見込まれます。

(ii) ノウハウの共有

当社が構築している高度なコンプライアンス態勢のノウハウを対象者グループへ共有することで、比較推奨販売などの来店型SHOPへの規制強化へ対応し、競合他社との差別化を図るべく、当社及び対象者グループとの間で最大限の協力体制を構築してまいります。

(iii) 当社と対象者グループの保険代理店事業におけるシナジーの創出

対象者グループの保有する契約者へテレマーケティングによる保全及び追加営業を行うことで、顧客満足を高め競合他社への流出抑止、及び契約者の継続率向上を図ります。

当社は、対象者との資本関係の構築を図ることで、当社の行うテレマーケティングチャネルの強みである顧客の潜在的ニーズを掘り起こす開拓型営業と、対象者グループが行うリアル店舗、WEBチャネルの強みであるマスマーケティングを利用した集客型営業によって、あらゆる顧客特

性に対応した全方位型のチャネル展開が実現し、対象者グループの保有する契約者へ当社コールセンターからアプローチを行うことで、集客型営業の課題であった追加営業を補完し、当社が架電を行う際、非対面型営業を希望されないお客様を店舗へ送客することで、非対面型営業の課題が補完できると考えております。上記項目を中心とした方針に基づき、両者の緊密な協力関係に基づく健全かつ効率的な経営を展開していきたいと考えており、人的側面において、対象者の代表取締役社長である渡邊氏及び対象者の取締役副社長である青山氏は対象者株式を売却する以上ガバナンス上退任するのが適切と判断した為、同取締役である渡邊通世氏及び同取締役である市原俊亮氏は、経営体制の変更に伴い、それぞれ自らの判断で退任する予定となりますが、当社から対象者に対し、取締役会の過半数となる数の取締役を派遣することを含む人的交流・連携を進める予定です。具体的には、平成26年12月19日に開催予定の対象者の第15回定時株主総会の終結時をもって、渡邊氏、青山氏、渡邊通世氏及び市原俊亮氏らは対象者の取締役を退任することが予定されており、平成26年11月12日開催の対象者の取締役会において、当社から派遣又は推薦する取締役5名を含む8名を取締役として選任することを内容とする取締役選任議案を当該定時株主総会において上程することが決議されております。

なお、上記のとおり、公開買付者が対象者取締役会の過半数となる数の取締役を派遣することになりますが、対象者プレスリリースによれば、対象者代表取締役は現対象者比較サイト事業の統轄最高責任者である藤島義琢氏が就任する予定であり、公開買付者から派遣又は推薦する取締役5名は全員、公開買付者の役職員（うち4名は常勤役職員、1名は社外取締役）であり、対象者では非常勤の取締役となるため、従前の経営方針どおり事業面の運営は事実上任されることになること、対象者子会社の取締役会も当面、現体制の取締役会メンバーが過半数となる予定であることを踏まえ、経営の独立性はある程度保たれるものと判断しているとのことです。

ウ. 当社における意思決定方法

当社は、当社の親会社である光通信が本公開買付けに応募する予定であることから、本公開買付けの検討・決定に際しての当社の意思決定過程における恣意性を排除して公正性を担保し、光通信と当社の少数株主との間の利益相反を回避することを目的として、当社取締役である高橋正人氏は、光通信の執行役員を兼務しているため、本公開買付けに関する取締役会の審議及び決議には参加しておらず、当社の立場において光通信との協議・交渉にも参加しておりません。

なお、平成26年11月12日開催の当社取締役会において、高橋正人氏以外の全ての取締役及び光通信の従業員を兼務する森雄一郎氏以外の全ての監査役が出席の上、出席取締役の全員一致により本公開買付けを実施することを決議するとともに、出席監査役全員から、本公開買付けを実施することに異議がない旨の意見が述べられております。

また、当社は、平成26年10月30日に、上記目的から、当社及び当社の親会社である光通信からの独立性が高い当社の社外取締役であり、東京証券取引所が定める有価証券上場規程第436条の2に規定される独立役員である竹之内洋右氏（以下「竹之内氏」といいます。）に対して、本公開買付けが当社の少数株主にとって不利益であるか否か（以下「本諮問事項」といいます。）について諮問し、本諮問事項に対する意見を対象者の取締役会に対して表明することを依頼しました。

竹之内氏は、当社から、本公開買付けの目的及び経緯、買付価格の算定方法その他の諸条件、本公開買付けに関する当社の意思決定における手続の適正性・公正性等についての説明を受けた上、本公開買付けを行うことの決定が当社の少数株主にとって不利益なものではないかについて検討を行いました。その結果として、当社は、平成26年11月12日に、竹之内氏から、本公開買付けの決定を行うことは、当社の少数株主にとって不利益なものではないと判断する旨の意見書の交付を受けております。当該意見書に関する詳細は下記「5. 支配株主との取引等に関する事項」をご参照ください。

(3) 上場廃止となる見込みの有無について

対象者は、本日現在、対象者株式を東証マザーズに上場しております。本公開買付けにおいては、対象者株式の上場廃止を企図したものではありませんが、買付けを行う株式等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者株式は、東京証券取引所における有価証券上場規程第603条に規定される以下の①から④までの東証マザーズの上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。対象者株式が上場廃止となった場合には、対象者株式は東京証券取引所において取引することができなくなります。なお、当社としては、本公開買付け

の結果、対象者株式が以下の①から④までの東証マザーズの上場廃止基準に関して猶予期間入りしにまで至った場合には、立会外分売や売出し等の上場廃止の回避のための方策を実施し上場を維持することが対象者の企業価値の維持に必要なとまでは考えていないことから、当社を除く対象者の株主の換金方法を確保するため、全部取得条項付株式を用いた方法又はその他の方法により対象者を当社の完全子会社とすることを予定しております。この際に、当社以外を対象者の株主が受け取る対価は、本公開買付価格と同一の価格を基準とし、当該完全子会社化実施時点の対象者株式の時価も勘案した上、公正妥当と考える価格とする予定です。

- ① 上場会社の事業年度の末日における株主数が 400 人未満である場合において、1 年以内に 400 人以上とならないとき
- ② 上場会社の事業年度の末日における流通株式の数（役員、上場会社が自己株式を所有している場合の当該上場会社及び上場株式数の 10%以上の株式を所有する株主等を除く株主が所有する株式の数をいいます。以下同じ。）が 2,000 単位未満である場合において、1 年以内に 2,000 単位以上とならないとき
- ③ 上場会社の事業年度の末日における流通株式時価総額（事業年度の末日における売買立会における最終価格に、事業年度の末日における流通株式の数を乗じて得た額をいいます。）が 5 億円未満である場合において、1 年以内に 5 億円以上とならないとき
- ④ 上場会社の事業年度の末日における流通株式の数が上場株券等の数の 5%未満である場合において、上場会社が有価証券報告書を提出した日又は法第 24 条第 1 項に定める期間の末日のうちいずれか早い日までに東京証券取引所の定める公募、売出し又は数量制限付分売予定書を提出しないとき

もっとも、当社は、当社と対象者との間の資本業務提携関係は本公開買付け後に新たに構築されるものであり、現時点では、今後、両社が独立した状態で関係の強化を図ることが望ましいと考えられることから、本公開買付けの結果、対象者株式が上記の①から④までの東証マザーズの上場廃止基準に関して猶予期間入りしない場合には本公開買付終了後、直ちに対象者を完全子会社化することにより上場を廃止することは現時点では企図しておりません。

(4) 本公開買付け後の株券等の取得予定

当社は、対象者を当社の子会社とすることを目的として、本公開買付けによる売却を希望する対象者の株主の皆様へ売却の機会を提供するために買付予定数の上限を設定せず、本公開買付けを実施いたしますが、当社は、上記「(3) 上場廃止となる見込みの有無について」に記載の通り東証マザーズの上場廃止基準に従い猶予期間入りしない限り、本公開買付けにより対象者株式を上場廃止とすることを企図しておりません。よって、本公開買付けが成立した場合には、上記に記載の通り東証マザーズの上場廃止基準に従い猶予期間入りしたために対象者を完全子会社化とする場合を除き、当社は、現時点において、対象者株式を追加で取得することを予定しておりません。もっとも、本公開買付け後の当社の株券等所有割合、当社以外を対象者株主による対象者株式の所有状況、資本業務提携の進捗等によっては、将来において、対象者を完全子会社化するために対象者株式を追加で取得する可能性があります。

(5) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

当社は、渡邊氏、光通信及び青山氏との間で、それぞれ平成 26 年 11 月 12 日付で本応募契約を締結しました。本応募契約において、当社は、渡邊氏、光通信及び青山氏との間で、①渡邊氏、光通信及び青山氏は本公開買付けの開始後 2 週間以内に本応募予定株式を本公開買付けに応募し、当該応募を撤回しない旨並びに②平成 26 年 12 月に開催予定の対象者の定時株主総会までに本公開買付けが開始されない場合又は本公開買付けが撤回された場合を除き、平成 26 年 12 月に開催予定の対象者の定時株主総会において、本公開買付けにおいて買付対象となる渡邊氏、光通信及び青山氏が所有する株式の議決権について、公開買付者の指示に従い議決権行使を行う旨を合意しております。他方、当社は、SBI との間で、SBI が所有する本新株予約権付社債の全てに関して、平成 26 年 11 月 12 日付で本不応募契約を締結しております。

(6) 公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者及び対象者は、本公開買付価格等の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに

至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、以下のような措置を実施しました。

① 公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付価格の公正性を担保することを目的として、対象者株式に係る本公開買付価格を決定するにあたり、当社、対象者及び光通信から独立した第三者算定機関であるアメリカン・アプリーザル・ジャパン株式会社（以下「アメリカン・アプリーザル・ジャパン」といいます。）から平成 26 年 11 月 11 日付で株式価値算定書を取得し、その参考としております。当社における株券等に係る各買付け等の価格の決定過程については下記「2.（4）買付け等の価格の算定根拠等」の「①算定の基礎」及び「②算定の経緯」をご参照ください。

② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、現在において公開買付者の連結子会社ではありませんが、公開買付者の親会社である光通信は、対象者株式 4,737,300 株（所有割合：22.10%）を所有し、対象者を持分法適用関連会社としていることから、対象者は、本公開買付価格の公正性を担保するために、以下の措置をとったとのことです。

対象者は、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、本公開買付価格の公正性・妥当性を担保するための基礎資料として、対象者及び公開買付者から独立した第三者算定機関である税理士法人ファザーズに対象者株式の株式価値の算定を依頼し、平成 26 年 11 月 12 日に税理士法人ファザーズから株式価値算定書を取得したとのことです。なお、税理士法人ファザーズは、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していません。また、対象者は、税理士法人ファザーズから本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

税理士法人ファザーズは、市場株価平均法、DCF 法及び類似会社比較法の各手法を用いて対象者の株式価値算定を行ったとのことです。

上記各手法において算定された対象者株式 1 株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価平均法	603 円から 629 円
DCF 法	682 円から 727 円
類似会社比較法	705 円から 739 円

(i) 市場株価平均法

市場株価平均法では、算定基準日を平成 26 年 11 月 11 日として、東証マザーズにおける対象者株式の基準日終値（629 円）、対象者株式過去 1 ヶ月間の終値の単純平均値（626 円（小数点以下を四捨五入。以下終値の平均値の計算について同じ。）、過去 3 ヶ月間の終値の単純平均値（603 円）及び過去 6 ヶ月間の終値の単純平均値（625 円）をもとに、1 株当たりの株式価値の範囲を 603 円から 629 円までと算定しているとのことです。

(ii) DCF 法

DCF 法では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成 27 年 9 月期業績予想値を採用し、当該数値が翌期以降も継続することを前提としている収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在の価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者株式 1 株当たりの株式価値の範囲を 682 円から 727 円までと算定しているとのことです。

なお、DCF 法による分析に用いた対象者の業績見込において大幅な増減益を見込んでいる事業年度はないとのことです。

(iii) 類似会社比較法

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を分析し、対象者株式 1 株当たり株式価値 705 円から 739 円までと算定しているとのことです。

なお、本公開買付けの対象には本新株予約権も含まれますが、本新株予約権はストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権の権利行使に係る条件として、本新株予約権の行使時において、対象者又は対象者子会社の役員又は従業員等であることを要するとされているため、公開買付け者が本公開買付けにより本新株予約権を取得したとしてもこれらを行使できないことに鑑み、対象者は第三者算定機関に対して本新株予約権の価値算定を依頼していないとのことです。また、本公開買付けの対象の本新株予約権付社債についても、対象者は第三者算定機関に対して本新株予約権の価値算定を依頼していないとのことです。

③ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の同意

対象者プレスリリースによれば、平成 26 年 11 月 12 日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明する旨、並びに本公開買付けに応募するか否かについては株主、本新株予約権保有者及び本新株予約権付社債保有者の皆様のご判断に委ねることを決議していますが、かかる決議については、渡邊氏及び青山氏が公開買付け者と本応募契約を締結していることから、これらの 2 名が特別の利害関係を有するとの疑いを回避する観点から、まず、渡邊氏及び青山氏を除く 3 名の取締役により上記の決議を行い、さらに、渡邊氏及び青山氏を含む 5 名の取締役が審議及び決議に参加し、全員一致により上記の決議を行っているとのことです。

また、上記対象者取締役会には対象者監査役 3 名全員（社外監査役 2 名を含みます。）が審議に参加し、審議に参加した全ての監査役が、対象者取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べているとのことです。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

(平成 26 年 11 月 12 日現在)

(1) 名 称	株式会社ウェブクルー			
(2) 所 在 地	東京都渋谷区恵比寿四丁目 20 番 3 号 恵比寿ガーデンプレイスタワー13 階			
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 渡邊 久憲			
(4) 事 業 内 容	インターネット比較サイトの運営			
(5) 資 本 金	1,582,529 千円			
(6) 設 立 年 月 日	平成 11 年 10 月			
(7) 大株主及び持株比率 (注)	渡 邊 久 憲	22.57%		
	株式会社光通信	22.37%		
	青 山 浩	11.41%		
(8) 上場会社と対象者との関係	資本関係	当社は、対象者の普通株式を所有しておりませんが、当社の親会社である光通信が対象者の株式 4,737,300 株（所有割合 22.10%）を所有しており、対象者は当社の親会社である光通信の持分法適用会社です。		
	人的関係	該当事項はありません。		
	取引関係	当社と対象者の間には取引関係はありません。		
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。		
(9) 最近 3 年間の財政状態及び経営成績				
	決算期	平成 23 年 9 月期	平成 24 年 9 月期	平成 25 年 9 月期
	連結純資産	3,374,835 千円	4,224,194 千円	4,822,278 千円
	連結総資産	7,761,738 千円	9,667,010 千円	12,688,974 千円
	1 株当たり連結純資産	163.23 円	204.04 円	225.87 円
	連結売上高	11,283,675 千円	16,327,000 千円	19,646,258 千円
	連結営業利益	1,165,000 千円	1,777,000 千円	1,724,000 千円
	連結経常利益	1,130,307 千円	1,752,399 千円	1,749,049 千円
	連結当期純利益	6,411 千円	947,273 千円	949,542 千円

1株当たり連結当期純利益	0.32円	47.91円	47.40円
1株当たり配当金	4,500円	20円	20円

(注) 対象者が平成26年5月12日付で提出した第15期第2四半期報告書に記載された平成26年3月31日現在の
大株主及び持株比率（発行済株式総数に対する所有株式数の割合）を記載しております。

(2) 日程等

① 日程

取締役会決議	平成26年11月12日（水曜日）
公開買付開始公告日	平成26年11月13日（木曜日） 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/
公開買付届出書提出日	平成26年11月13日（木曜日）

② 届出当初の買付け等の期間

平成26年11月13日（木曜日）から平成26年12月18日（木曜日）まで（25営業日）

③ 対象者の請求に基づく延長の可能性の有無

法第27条の10第3項の規定により、対象者から本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、平成26年12月26日（金曜日）までとなります。

(3) 買付け等の価格

① 普通株式 1株につき金705円

② 新株予約権

- イ 平成18年3月28日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第2回新株予約権」といいます。）1個につき 金171,000円
- ロ 平成18年4月5日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第3回新株予約権」といいます。）1個につき 金210,000円
- ハ 平成24年7月24日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第5回新株予約権」といいます。）1個につき 金14,700円
- ニ 平成26年2月7日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第6回新株予約権」といい、第2回新株予約権、第3回新株予約権、第5回新株予約権及び第6回新株予約権を総称して「本新株予約権」といいます。）1個につき 金1円

③ 新株予約権付社債

平成24年10月31日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といいます。）1個（額面1億円）につき 金99,295,725円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

ア. 普通株式

当社は、本公開買付価格の公正性を担保することを目的として、対象者株式に係る本公開買付価格を決定するにあたり、当社、対象者及び光通信から独立した第三者算定機関であるアメリカン・アプレーザル・ジャパンから平成26年11月11日付で株式価値算定書を取得し、その参考としております。アメリカン・アプレーザル・ジャパンは、当社、対象者及び光通信の関連当事者には該当せず、当社、対象者及び光通信との間で重要な利害関係を有しておりません。なお、当社はアメリカン・アプレーザル・ジャパンから、本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

アメリカン・アプレーザル・ジャパンは、市場株価法、類似上場会社比較法及びDCF法の各手法を用いて対象者株式に係る株式価値の算定を行いました。上記各手法において算定

された対象者株式1株当たりの株式価値のレンジはそれぞれ以下のとおりです。

市場株価法	603円から629円
類似上場会社比較法	612円から1,079円
D C F法	625円から710円

(i) 市場株価法

平成26年11月11日を基準日として、東証マザーズにおける対象者株式の基準日終値(629円)、過去1ヶ月間の終値の単純平均値(626円(小数点以下を四捨五入。以下終値の平均値の計算について同じ。))、過去3ヶ月間の終値の単純平均値(603円)及び過去6ヶ月間の終値の単純平均値(625円)をもとに、1株当たりの株式価値の範囲を603円から629円と算定しております。

(ii) 類似上場会社比較法

対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を分析し、対象者株式1株当たりの株式価値を612円から1,079円までと算定しております。

(iii) D C F法

対象者の直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成27年9月期以降の対象者の収益予想に基づき、対象者が将来獲得することが期待されるキャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引くことにより対象者の株式価値を評価し、1株当たりの株式価値を625円から710円と算定しております。

当社は、上記のアメリカン・アプリーザル・ジャパンから取得した株式価値算定書における対象者の株式価値の算定結果を参考にしつつ、当社と対象者グループの取引関係の強化によって生じるシナジー効果等による対象者の業績向上への期待、過去に行われた本公開買付けと同種の公開買付けの際に付与されたプレミアムの実例、対象者株式の市場株価の直近1ヶ月間の動向等を総合的に勘案した上、応募株主との間で協議・交渉を行った結果を受け、平成26年11月12日開催の取締役会において最終的に本公開買付け価格を705円とすることに決定いたしました。

なお、本公開買付け価格である1株当たり705円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成26年11月11日の東証マザーズにおける対象者株式の終値629円に対して12.08%(小数点以下第三位を四捨五入。以下プレミアムの計算について同じ。)、過去1ヶ月間(平成26年10月14日から平成26年11月11日まで)の終値の単純平均値626円に対して12.62%、過去3ヶ月間(平成26年8月12日から平成26年11月11日まで)の終値の単純平均値603円に対して16.92%、過去6ヶ月間(平成26年5月12日から平成26年11月11日まで)の終値の単純平均値625円に対して12.80%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

イ. 新株予約権

第2回新株予約権、第3回新株予約権及び第5回新株予約権については、いずれも本日現在において行使価額が本公開買付け価格を下回っており、また、発行要項等において、かかる新株予約権を譲渡するには対象者の取締役会の承認を受けなければならないとされているところ、対象者の取締役会が、本公開買付けに対するかかる新株予約権の応募に伴う譲渡を承認する方針であることを確認しています。そこで、当社は、第2回新株予約権1個当たりの買付け等の価格を、本公開買付け価格である705円と第2回新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額420円との差額である285円に当該新株予約権1個の目的となる普通株式の数である600を乗じた金額である171,000円と、第3回新株予約権1個当たりの買付け等の価格を、本公開買付け価格である705円と第3回新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額355円との差額である350円に当該新株予約権1個の目的となる普通株式の数である600を乗じた金額である210,000円と、第5回新株予約権1個当たりの買付け等の価格を、本公開買付け価格である705円と第5回新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額558円との差額である147円に当該新株予約権1個の目的となる普通株式の数である100を乗じた金額である14,700円と、それぞれ決定いたしました。

第6回新株予約権については、本日現在において行使価額(796円)が本公開買付価格(705円)を上回っているため、第6回新株予約権の1個当たりの買付け等の価格を1円と決定いたしました。

ウ. 新株予約権付社債

当社は、本新株予約権付社債の額面金額100,000,000円を本日現在において有効な転換価額である710円で除した数(140,845株)(1株未満の端数切り捨て)に本公開買付価格である705円を乗じた金額である99,295,725円を、本新株予約権付社債額面100,000,000円当たりの買付け等の価格とすることに決定いたしました。

なお、当社は、本公開買付けにおける本新株予約権及び本新株予約権付社債の買付け等の価格の決定に際し、第三者算定機関からの算定書等を取得しておりません。

② 算定の経緯

当社は、平成26年10月頃から、当社と対象者との間で業務提携の検討をしたところ、より緊密な関係を構築することが両社の企業価値の向上に望ましいと考え、資本業務提携の協議を行いました。当社としては、国内人口の減少により厳しさが増す保険事業において、両社の資本関係強化によりもたらされるシナジーの実現とその最大化のためには、可及的速やかに連結子会社化して資本関係強化を実施することが何よりも肝要と考えていることから、平成26年11月12日開催の臨時取締役会において、本公開買付けの実施を決定するに至った次第です。

(算定の際に意見を聴取した第三者の名称)

当社は、本公開買付価格の公正性を担保することを目的として、対象者株式に係る本公開買付価格を決定するにあたり、当社、対象者及び光通信から独立した第三者算定機関であるアメリカン・アプリーザル・ジャパンから平成26年11月11日付で株式価値算定書を取得し、その参考としております。アメリカン・アプリーザル・ジャパンは、当社、対象者及び光通信の関連当事者には該当せず、当社、対象者及び光通信との間で重要な利害関係を有しておりません。なお、当社はアメリカン・アプリーザル・ジャパンから、本公開買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

(当該意見の概要)

株式価値算定書の詳細については、上記「①算定の基礎」をご参照ください。

(第三者の意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯)

当社は、アメリカン・アプリーザル・ジャパンから取得した株式価値算定書における対象者の株式価値の算定結果を参考にしつつ、当社と対象者グループの取引関係の強化によって生じるシナジー効果等による対象者の業績向上への期待、過去に行われた本公開買付けと同種の公開買付けの際に付与されたプレミアムの実例、対象者株式の市場株価の直近1ヶ月間の動向等を総合的に勘案した上、応募株主との間で協議・交渉を行った結果を受け、平成26年11月12日開催の取締役会において最終的に本公開買付価格を705円とすることに決定いたしました。

また、当社は、本公開買付けにおける本新株予約権及び本新株予約権付社債の買付け等の価格の決定に際し、第三者算定機関からの算定書等を取得しておりませんが、上記「①算定の基礎」記載のとおり、第2回新株予約権1個につき金171,000円、第3回新株予約権1個につき金210,000円、第5回新株予約権1個につき金14,700円、第6回新株予約権1個につき金1円及び本新株予約権付社債1個(額面1億円)につき金99,295,725円とすることに決定いたしました。

③ 算定機関との関係

当社は、本公開買付価格の公正性を担保することを目的として、対象者株式に係る本公開買付価格を決定するにあたり、当社、対象者及び光通信から独立した第三者算定機関であるアメリカン・アプリーザル・ジャパンから平成26年11月11日付で株式価値算定書を取得し、その参考としております。アメリカン・アプリーザル・ジャパンは、当社、対象者及び光通信の関連当事者には該当せず、当社、対象者及び光通信との間で重要な利害関係を有しておりません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
25, 152, 863 株	11, 625, 900 株	— 株

(注1) 本公開買付けにおいては、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(11,625,900株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。

(注2) 本公開買付けにおいては買付予定数の上限を設定していないため、「買付予定数」は本公開買付けにより当社が取得する可能性のある最大数(25,152,863株)を記載しております。当該最大数は、対象者平成26年9月期決算短信に記載された平成26年9月30日現在の発行済株式総数(22,245,800株)に、(i)対象者が平成25年12月24日付で提出した第14期有価証券報告書に記載された平成25年11月30日現在の全ての新株予約権(平成25年12月1日から平成26年9月30日までに行使された又は失効した新株予約権(対象者によれば、第2回新株予約権143個、第3回新株予約権1,400個及び第4回新株予約権600個とのことです。))を除きます。)の目的となる株式の数の合計数(803,800株)、(ii)対象者が平成26年5月12日付で提出した第15期第2四半期報告書に記載された平成26年2月24日発行に係る第6回新株予約権(平成26年2月24日から平成26年9月30日までに行使された又は失効した第6回新株予約権(対象者によれば20個とのことです。))を除きます。)の目的である対象者株式の数(798,000株)及び(iii)対象者が平成25年12月24日付で提出した第14期有価証券報告書に記載された平成25年11月30日現在の本新株予約権付社債に付された新株予約権の目的である対象者株式の数(2,112,675株)を加算した数(25,960,275株)から、対象者平成26年9月期決算短信に記載された平成26年9月30日現在の対象者の所有する自己株式数(807,412株)を控除した株式数(25,152,863株)です。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注4) 公開買付け期間の末日までに、対象者の新株予約権及び新株予約権付社債に係る新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行される対象者株式も本公開買付けの買付け等の対象となります。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	140, 555 個	(買付け等前における株券等所有割合 55.88%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	251, 528 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等後における株券等所有割合 0.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	205, 661 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等(ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者(以下「小規模所有者」といいます。))を除きます。)に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数(25,152,863株)に係る議決権の数を記載しております。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成26年8月11日付で提出した第15期第3四半期報告書に記載された平成26年3月31日現在の総株主の議決権の数です。ただし、本公開買付けにおいては、対象者株式(ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。)、本新株予約権及び本新株予約権付社債を公開買付けの対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者平成26年9月期決算短信に記載された平成26年9月30日現在の発行済株式総数(22,245,800株)に、(i)対象者が平成25年12月24日付で提出した第14期有価証券報告書に記載された平成25年11月30日現在の全ての新株予約権(平成25年12月1日から平成26年9月30日までに行使された又は失効した新株予約権(対象者によれば、第2回新株予約権143個、第3回新株予約権1,400個及び第4

回新株予約権 600 個とのことです。)を除きます。)の目的となる株式の数の合計数(803,800株)、(ii)対象者が平成26年5月12日付で提出した第15期第2四半期報告書に記載された平成26年2月24日発行に係る第6回新株予約権(平成26年2月24日から平成26年9月30日までに行使された又は失効した第6回新株予約権(対象者によれば20個とのことです。)を除きます。)の目的である対象者株式の数(798,000株)及び(iii)対象者が平成25年12月24日付で提出した第14期有価証券報告書に記載された平成25年11月30日現在の本新株予約権付社債に付された新株予約権(15個)の目的である対象者株式の数(2,112,676株)を加算した数(25,960,275株)から、対象者平成26年9月期決算短信に記載された平成26年9月30日現在の対象者の所有する自己株式数(807,412株)を控除した株式数(25,152,863株)に係る議決権数(251,528個)を分母として計算しております。

(注4)「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 16,243,332,540 円

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
株式会社 SBI 証券 東京都港区六本木一丁目6番1号

② 決済の開始日

平成26年12月26日(金曜日)

(注) 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合には、決済の開始日は平成27年1月7日(水曜日)となります。

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付け等は、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限(11,625,900株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(11,625,900株)以上の場合には、応募株券等の全部の買付けを行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

令第14条第1項第1号イないしリ及びヲないしソ、第3号イないしチ及びヌ、並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に至る事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、及び対象者の重要な子会社に同号イからリまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の

引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合には、公開買付期間の末日の午後 3 時までに、公開買付代理人のカスタマーサービスセンター（電話番号：0120-104-214 携帯電話・PHS からは 03-5562-7530）までご連絡頂き、解除手続を行ってください。

また、公開買付代理人の本店若しくは営業所、又は公開買付代理人の担当者が駐在している SBI マネープラザ株式会社の各部支店経由（対面取引口座）で応募された契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の午後 3 時までに、下記に指定する者の本店又は営業所、下記に指定する者の担当者が駐在している SBI マネープラザ株式会社の各部支店に公開買付応募申込受付票（交付されている場合）を添付のうえ、本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が、公開買付代理人の本店若しくは営業所、又は公開買付代理人の担当者が駐在している SBI マネープラザ株式会社の各部支店に対し、公開買付期間の末日の午後 3 時までに到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

株式会社 SBI 証券 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号

（その他の株式会社 SBI 証券の営業所、又は株式会社 SBI 証券の担当者が駐在している SBI マネープラザ株式会社の各部支店）

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第 27 条の 6 第 1 項及び令第 13 条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（法第 27 条の 8 第 11 項ただし書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載の内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

(10) 公開買付開始公告日

平成 26 年 11 月 13 日（木曜日）

(11) 公開買付代理人

株式会社 SBI 証券

東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、上記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの目的及び背景並びに本公開買付け成立後の経営方針」をご参照ください。なお、本取引による業績への影響については、判明し次第、情報開示させて頂く予定です。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成26年11月12日、対象者の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することを決議したとのことです。また、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様への判断に委ねる旨の意見を表明することも併せて決議したとのことです。かかる取締役会決議の詳細については、上記「1. 買付け等の目的等(1) 本公開買付けの概要」をご参照ください。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報 該当事項はありません。

5. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

本公開買付けにおいては、光通信がその保有する4,737,300株(所有割合にして22.30%)を応募することを予定しており、光通信は、当社発行済株式総数の69.00%を所有している親会社であることから、本公開買付けによる同社からの対象者株式の取得は、東京証券取引所の有価証券上場規程に定められる支配株主との重要な取引等に該当します。

当社が平成26年7月2日に開示いたしましたコーポレート・ガバナンス報告書においては「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として、主要株主と取引を行う際は、少数株主の権利を不当に害することのないよう、取締役会にて取引内容及び条件の妥当性を検討のうえ取引実行の是非を決定する等、少数株主の権利を害することのないよう適切に対応する方針である旨を記載しております。

当社は、下記(2)記載のとおり、本公開買付けについて、その公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じた上で、取締役会にて取引内容及び条件の妥当性を検討し、本公開買付けの実施の決定をしております。したがって、本公開買付けは、上記の当社の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に適合していると考えております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

当社は、当社の親会社である光通信が本公開買付けに応募する予定であることから、本公開買付けの検討・決定に際しての当社の意思決定過程における恣意性を排除して公正性を担保し、光通信と当社の少数株主との間の利益相反を回避することを目的として、当社取締役である高橋正人氏は、光通信の執行役員を兼務しているため、本公開買付けに関する取締役会の審議及び決議には参加しておらず、当社の立場において光通信との協議・交渉にも参加していません。

なお、平成26年11月12日開催の当社取締役会において、高橋正人氏以外の全ての取締役及び光通信の従業員を兼務する森雄一郎氏以外の全ての監査役が出席の上、出席取締役の全員一致により本公開買付けを実施することを決議するとともに、出席監査役全員から、本公開買付けを実施することに異議がない旨の意見が述べられております。

また、当社は、本公開買付け価格の公正性を担保することを目的として、対象者株式に係る本公開買付け価格を決定するにあたり、当社、対象者及び光通信から独立した第三者算定機関であるアメリカン・アプリーザル・ジャパンから平成26年11月11日付で株式価値算定書を取得し、その参考としております。アメリカン・アプリーザル・ジャパンは、当社、対象者及び光通信の関連当事者には該当せず、当社、対象者及び光通信との間で重要な利害関係を有していません。

当社は、上記のアメリカン・アプリーザル・ジャパンから取得した株式価値算定書における対象者の株式価値の算定結果を参考にしつつ、当社と対象者グループの取引関係の強化によって生じるシナジー効果等による対象者の業績向上への期待、過去に行われた本公開買付けと同種の公開買付けの際に付与されたプレミアムの実例、対象者株式の市場株価の直近1ヶ月間の動向等を総合的に勘案した上、応募株主との間で協議・交渉を行った結果を受け、平成26年11月12日開催の取締役会において最終的に本公開買付け価格を705円とすることに決定いたしました。

- (3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

当社は、平成 26 年 10 月 30 日に、当社の親会社である光通信が本公開買付けに応募する予定であることから、本公開買付けの検討・決定に際しての当社の意思決定過程における恣意性を排除して公正性を担保し、光通信と当社の少数株主との間の利益相反を回避することを目的とし、当社及び当社の親会社である光通信からの独立性が高い当社の社外取締役であり、東京証券取引所が定める有価証券上場規程第 436 条の 2 に規定される独立役員である竹之内氏に対して、本公開買付けが当社の少数株主にとって不利益であるか否かについて諮問し、本諮問事項に対する意見を当社の取締役会に対して表明することを依頼しました。

竹之内氏は、当社から、本公開買付けの目的及び経緯、買付価格の算定方法その他の諸条件、本公開買付けに関する当社の意思決定における手続の適正性・公正性等についての説明を受けた上、本公開買付けを行うことの決定が当社の少数株主にとって不利益なものでないかについて検討を行いました。その結果として、当社は、平成 26 年 11 月 12 日に、竹之内氏から、当社による本公開買付けに関する説明を前提とすれば、①対象会社グループとの協力・連携体制の構築によるシナジー効果の発揮という本公開買付けの目的は正当なものであること、②本公開買付けに係る交渉過程の手続きにおいては、当社の支配株主である光通信と当社の少数株主の利益相反を回避し、本公開買付けの公正性を担保するための一定の措置が採られていること、③本公開買付けにおける買付価格は、その算定の経緯及び根拠等に鑑み、合理的なものであること、及び④本公開買付けは当社の企業価値の向上につながると見込まれることが認められることから、当社が本公開買付けの決定を行うことは、当社の少数株主にとって不利益なものではないと判断する旨の意見書の交付を受けております。

(参考) 当社平成 27 年 3 月期業績予想及び平成 26 年 3 月期実績
(業績予想は平成 26 年 8 月 8 日公表)

(単位：百万円)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益
平成 27 年 3 月期 業績予想	13,006	2,601	2,701	1,566
平成 26 年 3 月期 実績	10,413	-	2,238	1,342

以 上